

事 務 連 絡
令和 7 年 1 月 6 日

都道府県
各 指定都市 社会福祉施設等所管課（室） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

災害時情報共有システムの5か年訓練計画の見直しについて

平素より社会福祉施設等の適正な運営の確保に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

災害発生時における児童関係施設、障害児者関係施設及び高齢者関係施設の被災状況等を把握する「災害時情報共有システム」の運用に当たっては、令和5年度から令和9年度にかけて5か年の訓練計画を実施することとし、各年度における訓練対象市区町村を御案内しております。

災害により被害が生じた場合、国の関係省庁、都道府県及び市町村が被災状況の全貌を迅速に把握し、限られた資源と時間を被災した社会福祉施設等への支援に集中的に充て、関係機関が協力して迅速な支援を行うことが重要です。このため、システム対象施設等において被害がない場合であっても速やかにシステムに入力していただくことが必要です。

一方、この間発生した災害におけるシステムの入力状況を踏まえると、引き続き入力の徹底をお願いする必要があり、また、「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について」（令和6年11月 中央防災会議防災対策実行会議令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ）においては、災害時情報共有システムの平時における入力促進や有事に入力率向上を図っていくこととされております。

このため、全てのシステム対象施設等がより早期にシステムを利用可能となるよう、訓練計画を見直し、令和7年度までの3か年で完了するよう進めることといたしました。詳細は、別紙の都道府県別の訓練計画をご参照ください。実施時期の変更につきましては、適宜御調整いただいて差し支えありません。

なお、具体的な訓練日については、別途御案内いたしますので、各施設所管部署、管内自治体及び管内施設・事業所への周知、連絡及び協力依頼等、調整方よろしくお願いいたします。

(参考) 令和 6 年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について (報告書)

(令和 6 年 11 月 中央防災会議防災対策実行会議令和 6 年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ) (抄)

Ⅱ. 今般の災害における取組事例・課題、これらを踏まえた今後の災害対応の基本方針

3. 被災者支援

3- (3). 避難生活における保健・医療・福祉の支援

○福祉的支援の強化に向けた体制の強化等

- ・ 社会福祉施設等の被害情報収集体制を強化するため、災害時情報共有システムの機能の拡充や平時における入力促進、有事の入力率向上を図り、加えて関係者間で共有するため、D24H にて集約し、新総合防災情報システム (SOBO-WEB) (内閣府) へ自動連携を行うべきである。